第14号様式
（その１）

収　支　報　告　書

平成　30　年分
（平成　　年　　月　　日開催分）

（ふりがな）やまおか たつまる とまこまい こうえんかい

1 政治団体の名称　山岡達丸苫小牧後援会

2 主たる事務所の所在地　苫小牧市若草町１丁目１番２４号

3 代表者の氏名　加　藤　茂　治

4 会計責任者の氏名　大津山　泰　斗

5 事務担当者の氏名　森　本　秀　規

（電話）　0144－37－5800

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☑ 無
公職の種類
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　山岡達丸
公職の種類　衆議院議員（現職）

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成30年11月13日から
平成30年12月31日まで

北海道選挙管理委員会 事務局胆振支所 01.5.27 収受 第　番

（受付印）

整理番号	

受付	審査	システム	照合	公表

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

	十億	百万	千	円
収入総額		1	899	000
（前年からの繰越額）				0
（本年の収入額）		1	899	000
支出総額			378	878
翌年への繰越額		1	520	122

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費				
	十億	百万	千	円
金額				
員数				人

(2) 寄附														
ア寄附（イを除く。）の区分	金額													備考
			十億			百万			千			円		
(ア) 個人からの寄附						1	5	0	0	0	0	0		
[うち特定寄附]												0		
(イ) 法人その他の団体からの寄附												0		
(ウ) 政治団体からの寄附												0		
小計 (ア)＋(イ)＋(ウ)						1	5	0	0	0	0	0		
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]												0		
イ政党匿名寄附												0		
合計（ア＋イ）						1	5	0	0	0	0	0		

（その６）

(6) その他の収入

摘　　要	金　　額												備　　考
			十億			百万			千			円	
後援会忘年会・会費							3	9	9	0	0	0	３，０００円×１３３人
この頁の小計							3	9	9	0	0	0	
１件10万円未満のもの												0	
合　　計							3	9	9	0	0	0	

（その７）

(7) 寄附の内訳												寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名	金額											年月日	住所	職業	備考
			十億			百万			千			円			
加藤茂治						1	5	0	0	0	0	H.30.11.15	苫小牧市緑町２丁目５番２０号	医師	
この頁の小計						1	5	0	0	0	0	0			
その他の寄附												0			
合計						1	5	0	0	0	0	0			

（その13）

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考
1 経常経費		
(1) 人件費	100,000	
(2) 光熱水費	0	
(3) 備品・消耗品費	189,000	
(4) 事務所費	108	
小計	289,008	
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	3,498,700	
(2) 選挙関係費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣伝事業費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ その他の事業費	0	
(4) 調査研究費	0	
(5) 寄附・交付金	0	
(6) その他の経費	0	
小計	3,498,700	
合計	3,787,708	

※　当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、支出項目ごとにその額を「備考」欄に併せて記載すること。

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳											項目別区分　　備品・消耗品費（印刷料）			
支出の目的	金額										年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億	百万		千				円						
名刺印刷料				1	8	9	0	0			H.30.12.26	(有)ダイシン印刷	苫小牧市見山町３丁目９番１９号	
この頁の小計				1	8	9	0	0						
その他の支出								0						
合　　計				1	8	9	0	0						

※この様式は国会議員関係政治団体及び資金管理団体のみ記載すること。

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分　事務所費（諸手数料）			
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
									円				
この頁の小計									0				
その他の支出								1	0 8				
合　計								1	0 8				

※この様式は国会議員関係政治団体及び資金管理団体のみ記載すること。

（その15）

(3) 政治活動費の内訳											項目別区分　　組織活動費　（　会場費　）			
支出の目的	金額										年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億		百万		千					円				
忘年会代・会場費					3	4	9	8	7	0	H. 30. 12. 18	㈱ホテルニュー王子	苫小牧市表町４丁目３番１号	
この頁の小計					3	4	9	8	7	0				
その他の支出										0				
合　　計					3	4	9	8	7	0				

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	□	☑	
イ 建物	□	☑	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ 金銭信託	□	☑	
キ 有価証券	□	☑	
ク 出資による権利	□	☑	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※　該当する項目に「✓」を付すこと。

(その20)

宣　誓　書

添　付　書　類　（　別　添　の　と　お　り　）

1　領収書等の写し

2　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成　31　年　3　月　25　日

政　治　団　体　の　名　称　山岡達丸苫小牧後援会

※代　表　者　の　氏　名

会計責任者の氏名　大津山　泰　斗　　㊞

※　「代表者の氏名　㊞」は、解散に伴う収支報告書以外は記載しないこと。

政 治 資 金 監 査 報 告 書

平成３１年３月２５日

山岡　達丸　苫小牧後援会
代　表　加藤　茂治　　殿

登録政治資金監査人　杉山一豊
登　録　番　号　　第　１３０９　号
研修修了年月日　　平成２１年６月１２日

１．監査の概要

⑴　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、山岡達丸苫小牧後援会の平成３０年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行なった。

⑵　この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行なった。

⑶　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴収した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行なった結果を報告することである。

⑷　この政治資金監査は、山岡達丸苫小牧後援会の主たる事務所において行なった。

２．監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

⑴　法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等が保存されていた。

⑵　法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

⑶　法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

⑷　法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

３．業務制限

山岡達丸苫小牧後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以　上